

世帯票の質問1及び質問2で対象とする範囲

<p>ふだん住居・生計とも同一</p>	<p>直近までは住居と生計が同一であったが、調査時点では別々のところにいる (注1)</p>	
<p>世帯 (船員も含まれる。)</p>	<p>単身赴任で世帯を離れている (注2)</p>	<p>もともと本調査の対象には含まれない(単独で世帯票の対象にはならない。)が、以前住居を同一にしていた世帯と、引き続き経済的つながりがあると考えられる。</p>
	<p>学業のため世帯を離れている (注2)</p>	
	<p>老人福祉施設に入所している者</p>	
	<p>社会福祉施設に入所している者</p>	
	<p>病院に入院(住民登録を病院に移している者)</p>	
	<p>旅行(3か月超)</p>	<p>質問2において項目立てしていないが、レアケースと考えられ、問題ない。</p>
	<p>出張(3か月超)</p>	
	<p>旅行(3か月以内)</p>	<p>調査時点で別々のところにいるが、実質的に住居が同一であることは変わらないことから、世帯員としてとらえる(質問1の対象)</p>
	<p>出張(3か月以内)</p>	
<p>病院に入院(住民登録を病院に移していない者)</p>		

(注1)「旅行」及び「出張」以外は、期間の長さの違いによる取扱いの違いはない。

(注2)個別に調査対象に当たった場合には、別世帯として、世帯票の対象になる。

【凡例】

 質問1の対象(同一世帯)

 質問2の対象